

## 【内部者登録のお願い】

上場会社等の未公表の重要事実を悪用して株式等を有利に売買すること（インサイダー取引）を防ぐために、お客様が、証券総合取引を当社にお申し込みされる際、または当社が必要と判断した時に、お客様が金融商品取引法第 166 条に規定する会社関係者（次の各号に掲げる方をいいます。）に該当する場合はその旨および会社名・会社との関係等の内容を、当社所定の方法により届け出ていただきます。

口座開設のご登録時または登録内容変更時にお届けがまだお済みでないお客様はお手続きをお願いいたします。

### 【内部者登録が必要なお客様】

#### （1）次に掲げる役員等

イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役または執行役

ロ 上場投資法人等の執行役員または監督役員

ハ 上場投資法人等の資産運用会社の取締役、会計参与、監査役または執行役

#### （2）次に掲げる役員等

イ 上場会社等の親会社または主な子会社の取締役、会計参与、監査役または執行役

ロ 主な特定関係法人の取締役、会計参与、監査役または執行役

（3）（1）および（2）に掲げる役員等でなくなった後 1 年以内の方

（4）（1）に掲げる役員等の配偶者および同居者

（5）上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者

（6）上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人の使用人

（7）上場会社等の大株主

※お客様が就職、退職または転職等により、登録の内容に関し変更があったときは、遅滞なく、お届け出てくださいますよう、お願い申し上げます。

## 💡 インサイダー取引とは

インサイダー取引とは、上場会社等の会社関係者が、その立場を利用して会社の重要な内部情報を知り、その情報が公表される前に、この会社の株式等の売買を他の投資家よりも有利な条件で行うことをいいます。このような取引が行われると、一般投資家との不公平が生じ、証券市場の公正性・健全性が損なわれるおそれがあるため、金融商品取引法において規制されております。なお、会社関係者から未公表の重要事実の伝達を受けたお客様（情報受領者）も規制の対象となります。会社関係者でなくてもインサイダー取引規制の対象となる可能性があるためご注意ください。